

北広島町農業委員会第14回総会議事録

事務局 (第14回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 8月12日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は町外在住で、従来地元の農事組合法人に耕作を依頼していましたが、契約満了による更新を行わず、譲渡人からの申出により譲受人へ贈与することとなり申請に至りました。譲受人は地元法人の構成員で申請地の管理を行っており、今後も自作地として管理をしていくとのこと。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 贈与となっているが、譲渡人と譲受人は親戚なのか。

12番 親戚ではない。法人が耕作していた時には譲受人が管理をしており、周辺農地を所有しておられたので譲り受けられた。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 8月8日に地区担当推進委員と譲受人宅を訪問し、妻からの聞き取りと現地調査を行いました。譲受人は町外在住で後継者もいないことから申請地を売買したいとの申出があり、

申請地が譲受人宅横にあることから譲り受けることになったそうです。図面を見ていただくと、譲受人宅横の申請地は3筆ですが実際は1筆になっています。また、5279番1も隣の5278番1と1筆で管理されており、いずれも地元の農事組合法人が利用権設定で耕作をされています。摘要欄にあるように、利用権設定をしたまま所有権移転を行うことにより、引き続き法人が耕作を行うため農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15番 8月7日に2番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は譲受人の妹で県外在住ですが相続で農地を所有しておられます。地元の農事組合法人へ預けている農地を含めて譲受人へ譲渡したいことから申請されました。農地として管理ができていない申請地を3条で、農地として管理できていない農地は非農地申請で手続きをされています。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会 長 台帳地目は宅地で現況地目が畑となっているが説明をお願いします。

15番 昔家が建っていたが、解体後は畑で果樹が植えてあり草刈りもされています。

会 長 その他にご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 8月8日に11番委員と現地確認を行いました。申請地は役場支所から道を挟んで向かいに位置します。現地はすでに真砂土が入っており、車が止まっておりました。周辺は宅地、駐車場に囲まれていることから周辺農地への影響はないと考え、追認やむなしであり許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 8月7日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行い、申請人と面談し、行政書士から聞き取りを行いました。後ほど5条申請で出る駐車場への進入路として、今回4条申請されました。一部造成をされているために始末書添付されております。申請地の二方向は里道に挟まれ裏は山林です。片方は境内地でありかなり急だが参道があり、車で上がることができます。周辺農地へ直接接することはないことから営農への影響は考えられないため許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 8月10日に職務代理者及び地区担当推進委員と現地調査を行い、譲受人の父から現地
で聞き取りを行いました。申請地の地目は畑ですが、植木が立っており庭敷となっていま
す。申請地横の1281番は譲受人の父の家が建っており、他にも土地はあるものの災害
危険区域であり、やむを得ず申請地を選定されました。譲受人は町内勤務だが、町外在
住で借家住まいのため、申請地に家を建てたいとのこと。文化保護法についてです
が、町文化財の調査の結果該当なしとのことで、工事着工について問題なしと教育委員
会から回答がありました。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

1 番 文化財保護法協議確認済みとあるが、事前に協議が必要だったのか。

1 2 番 図面で見ると、申請地の右上あたりに記念碑があり、譲受人の父が土地を造成した際に
文化財が出てきたため調査を実施したようです。

事 務 局 隣地に古墳の石室と石碑があるため、申請地も含まれるのではないかとことから調査
された。試掘調査の結果文化財なしとの回答でした。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良い
と思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番につい
て事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 8月18日に16番委員と現地確認を行いました。譲受人は借家住まいであり、譲渡人
が住宅と申請地をあわせて売りたいとの申し出があり申請されました。譲受人へ聞き
取りを行ったところ、改築をしてレストランにしたいと考えておられるとのこと。6706
番は圃場整備時に畑として換地され1種農地となりますが、現在宅地に入るための道が
ないため道がすでに舗装されています。レストラン経営のための駐車場や庭敷として利

用したいとのことです。周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 8月7日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認をしました。現状は別の会社が資材置き場・通路ヤードとして利用されているため、会社の社長さんに聞き取りを行い、契約書等を確認させてもらいました。平成13年ごろから契約をされ更新しておられるようで、顛末書が添付されています。農地区分は第3種農地であり、周辺農地への営農には影響はないことから追認やむなしと判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

10番 平成13年ごろからの契約ということなら、顛末書は提出されているのか。

2番 議案には記載が漏れているが、実際には顛末書は提出されている。

会 長 その他にご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 8月10日に職務代理者と地区担当推進委員と現地確認をしました。譲渡人と譲受人は宗教法人であり656番1にお宮があります。1980年頃に譲渡人の父がお宮を建てられており顛末書が提出されています。お宮の近隣である申請地に真砂土を入れて大型バス等

の駐車場として使用されておられました。この度適正化をはかるため、譲渡人から譲受人へ贈与するため申請されました。亡くなられた譲受人の母は譲渡人の家から嫁いで来られています。現状のまま使用されるため、周辺農地への営農には影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 8月9日に9番委員と地区担当推進委員と行政書士立会いで現地確認をしました。現在申請地の隣にサービス付き高齢者向け住宅があります。譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人が当該施設を経営しています。従前の建物に隣接する形で申請地に住宅施設を建設されます。申請地は2015番1を分筆しており、現地で測量の杭を確認しました。申請地に沿って水路が通っていますが、適切に処理をされており周辺農地への営農には影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 この案件は、空き家バンク関連で昨年5条申請されましたが、譲渡人が所有する残りの農地を譲受人に売買したいとの申し出から申請されました。申請地は民家を通らなければ行けない場所であり、耕作不適地であることから植林することで活用したいとのことです。周辺農地への営農には影響はないことから許可相当と判断しました。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 先ほどの4条申請同様に、8月7日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行い、譲受人へ面談を行いました。申請地は休耕状態であり防草シートが全面に貼ってありました。譲受人は寺院の僧侶であり、従前から駐車場確保に苦慮されておられました。この度、譲渡人が売買に応じたため申請されました。申請地は二方向を里道に囲まれており周辺は山林や境内地であるため、周辺農地への営農には影響はないことから許可相当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明申請について

- 会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 8 番 8月12日に14番委員と地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地の周辺は山林であり、日照が悪い狭い谷に小さい畑が点在していました。長年耕作していないため一部木が立っており、草が背丈まで伸びていました。今後農地への復元は困難と考えます。周辺農地への影響は考えられないため受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 申請地は、以前申請人の母が近隣農地所有者へ譲り渡そうと考えていたが、農地のまま譲り渡す事ができず放置されていたとのことです。現地確認をしたところ、現状は山林化していました。当初は3条申請で譲渡そうと考えておられましたが、申請地は荒廃農地であるため非農地証明申請をするように指導しました。申請地は今後農地への復元は困難と考えます。周辺農地への影響は考えられないため受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

10番 なぜ非農地証明申請になるのか。4条申請にならない理由を教えてください。

事務局 事務局も現地確認したところ、草が繁茂しており現状農地ではないため、3条申請では受け付けられない。4条申請の場合、目的が明確でなければならないので非農地証明申請となる。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩